

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新C	新B	新A	旧A	旧新別
三郷市大字小谷堀字古大場 川添七十五番一地先から 同市大字小谷堀字新大場川 添八十二番一地先まで	三郷市大字小谷堀字古大場 川添三十三番二地先から 同市大字小谷堀字新大場川 添九十五番三地先まで	同市大字小谷堀字新大場川 添九十四番一地先まで	三郷市大字小谷堀字古大場 川添三十三番二地先から	区 間
二・六〇 二・六〇	八・〇〇 八・〇〇	十二・〇〇 十二・八〇	七・二〇 十二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
八一・九二	七六・三七	一〇六・一〇	延長 (メートル)	
				備考